

子ども・子育て支援法（抜粋）（平成二十四年八月二十二日法律第六十五号）

（特定教育・保育施設の確認）

**第二十七条 市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）から当該確認に係る教育・保育（地域型保育を除き、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育（保育にあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。）又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受けける保育に限り、同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園又は保育所において受けける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定教育・保育（保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。）に要した費用について、施設型給付費を支給する。**

**第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。**

- 一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
  - 二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分
  - 三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 2 **市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならぬ。**
- 3 省略

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4～5 省略

## 2 教育・保育の確保方策

前回修正内容

### ■確保方策の考え方

- 教育の定員数(幼稚園定員数 1,470 人)については、平成 26 年度現在、私立幼稚園 6 園での提供体制があります。利用状況は、定員数を下回っている状況です。
- 保育の定員数(保育園定員数 816 人)については、平成 26 年度現在、公立保育園 3 園、私立保育園 4 園、認定こども園 1 園での提供体制があります。利用状況は、3~5 歳児はほぼ定員の利用を満たしていますが、0~2 歳児は定員を超える利用となっており、入園保留がでている状況です。
- 平成 27~31 年度にかけては、子どもの人口が増え、保育需要が見込まれることから、市全体で柔軟に子どもを受け入れるための体制づくりに努めます。
- 地域型保育事業(小規模保育事業等)については、引き続き保護者のニーズと入園保留者の状況を把握しながら検討していきます。

### ■「量の見込み」に対する「確保方策」

	実績値(平成 25 年度)			平成 27 年度			平成 28 年度		
	1号 (3~5歳 教育のみ)	2号 (3~5歳 保育の必要 性あり)	3号 (0~2歳 保育の必要 性あり)	1号 (3~5歳 教育のみ)	2号 (3~5歳 保育の必要 性あり)	3号 (0~2歳 保育の必要 性あり)	1号 (3~5歳 教育のみ)	2号 (3~5歳 保育の必要 性あり)	3号 (0~2歳 保育の必要 性あり)
①量の見込み(必要利用定員総数)	1,182 人	569 人	387 人	1,253 人	588 人	495 人	1,203 人	556 人	537 人
②確保方策	認定こども園・幼稚園、 保育園(教育・保育施設)	1,470 人	525 人	281 人	1,500 人	540 人	296 人	1,500 人	540 人
	地域型保育事業			6 人			6 人		32 人
②-①		288 人	△44 人	△100 人	247 人	△48 人	△193 人	297 人	△16 人
									△209 人

	平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
	1号 (3~5歳 教育のみ)	2号 (3~5歳 保育の必要 性あり)	3号 (0~2歳 保育の必要 性あり)	1号 (3~5歳 教育のみ)	2号 (3~5歳 保育の必要 性あり)	3号 (0~2歳 保育の必要 性あり)	1号 (3~5歳 教育のみ)	2号 (3~5歳 保育の必要 性あり)	3号 (0~2歳 保育の必要 性あり)
①量の見込み(必要利用定員総数)	1,189 人	553 人	539 人	1,210 人	565 人	535 人	1,216 人	594 人	541 人
②確保方策	認定こども園・幼稚園、 保育園(教育・保育施設)	1,500 人	552 人	308 人	1,500 人	585 人	335 人	1,461 人	647 人
	地域型保育事業			44 人			44 人		63 人
②-①		311 人	△1 人	△187 人	290 人	△20 人	△156 人	245 人	53 人
									8 人

### ■教育・保育の一体的提供および当該教育・保育の推進に関する体制の確保方策

- 地域型保育事業(小規模保育事業や事業所内保育事業)の推進により、特に不足が生じている 0~2 歳児の保育量の確保を図ります。
- 現在ある公立および私立保育園等については、保育士の確保に努めるとともに、定員の増加を推進します。
- 現在ある幼稚園については、既存施設により概ね確保できている状況です。
- 現在ある幼稚園については、保育機能を併せ持つ「認定こども園」への推進を図るとともに預かり保育の充実を図ります。

# 白井市の待機児童対策について／白井市ホームページ

[Tweet](#)

[G+](#)

## 白井市の待機児童対策について

更新日：2017年3月15日

### 白井市の待機児童対策について

白井市では、平成27年度から「子ども・子育て支援事業計画」に基づき待機児童の解消に取り組んでおり、平成25年度に812人だった保育所等の定員数（受入枠<sup>(1)</sup> 969人）を平成27年度から平成31年度の5か年で1,196人まで拡大することとしています。

平成28年4月には、当計画に基づく取り組みにより、保育施設の誘致や公立保育所での受入枠の拡大を行い待機児童ゼロを達成しました。

しかしながら、保育の必要な児童は増加しており同年8月には待機児童が発生し、平成29年4月にも新たな待機児童が生じる見込みです。今後も保育の必要な児童は増える見込みであり、平成31年度までの今後3年間においても次のとおり待機児童対策に取り組んでいきます。

<sup>(1)</sup> 受入枠・・・待機児童解消のための経過措置として、面積基準及び保育士の配置基準を満たす場合に、定員の一定割合を超過して受け入れることが認められている人数を含めた枠です。

#### 待機児童対策の3つの柱

- 1 既存保育所等の定員・受入枠の拡大
- 2 民間保育施設等の誘致
- 3 幼稚園での保育需要の受け入れの推進

#### 1 既存保育所等の定員・受入枠の拡大（約80人）

既存私立保育所等（認定こども園や地域型保育事業所を含む）の中には、建物の規模としては定員を拡大することが可能な保育所もあります。

平成28年度は公立保育所での受入枠の拡大を図りましたが、私立保育所等でも定員枠を拡大するためには、運営面や保育士不足の課題を解決する必要があることから次の補助金を新設し、定員枠及び受入枠の拡大を図っていきます。

#### 新たな補助金の内容

##### 1 公定価格の基本単価減額分に対する補助

公定価格の基本単価<sup>(2)</sup>は、施設の定員数が多いほど一人あたりの単価が下がる仕組みとなっており、定員を増やした場合、ある一定の受け入れ人数が確保できるまでは収入が減少してしまうという問題が生じてしまいます。

そこで、市の要請に応じ定員の拡大を行った場合に、拡大前と比較し減額となった部分に補助金を交付し、拡大前と同規模の収入を補償します。

<sup>(2)</sup> 公定価格の基本単価・・・保育する児童一人あたりに要する経費として市から保育所に支払われる運営費

##### 2 保育士宿舎倍上げに対する補助

定員枠を拡大するためには、その人数に見合った保育士の確保も必要となります。保育士不足が課題となっており、特に首都圏では深刻な状況です。

# 白井市の待機児童対策について／白井市ホームページ

近隣市でも保育士確保に向けての多様な対策を講じており、白井市においても喫緊の課題となっています。

そこで、保育士が市内の賃貸物件に居住する場合の賃貸補助を行い、市内私立保育所等の就労促進を図ります。

## 3 駐車場借上げに対する補助

私立保育所等については、市内の広い範囲に整備されており、公共交通手段での通勤が不便な保育所等もある状況です。保育士の通勤の不便を解消するには、車での通勤を可能にするため保育所等の近隣に駐車場を借りる必要があります。

そこで、2同様に保育士確保に向けた対策として、地域性による通勤手段の不便を解消するため、通勤用に保育所等近辺に駐車場を借りている場合に補助を行い、市内私立保育所の就労促進を図ります。

## 2 民間保育施設等の誘致（約120人）

既存教育施設・保育施設（幼稚園・保育所等）の隣接地や、保育の利便性の高い地域に民間保育施設等を誘致し、定員の拡大を図ります。

### 1 短期的な誘致・整備

#### 【短期的な誘致・整備方針】

短期的な誘致・整備としては、子ども・子育て支援事業計画期間（平成27年度から平成31年度）中の整備として、既存教育・保育施設の敷地内での整備のほか、下記の方針のもと協議を行っています。

- 1.保育需要が高い地域特性があること。
- 2.駅から1.5キロメートル圏内であること。
- 3.基準を満たすための路線の拡幅を必要とせず、幹線・主要道路等十分な幅員が整備されている道路から容易・安全にアクセスできる環境が整っていること。
- 4.園庭及び駐車場が整備される十分な敷地面積を確保した計画であること。
- 5.教育・保育事業に関し実績のある事業者が整備する計画であること。

#### 【これまでの開設と今後の予定】

- ・平成28年4月 事業所内保育事業所開設（定員26人）  
(認可外保育施設からの移行)
- ・平成29年4月 民間小規模保育事業所開設（定員18人）  
(既存幼稚園敷地内の整備)
- ・平成30年4月 民間認可保育所開設予定（西白井駅圏に定員60人予定）

### 2 中長期的な誘致・整備

中長期的には、計画的なまちづくりに基づき、中心都市拠点や生活拠点となる駅周辺や地区計画区域に積極的な誘致・整備が必要になります。

そこで、駅周辺など特に利便性の高い地域において拠点となる子育て支援施設を整備し、既存の保育所等と相互補完的な連携のもと魅力的な保育環境の創出を図ります。

- 子育て支援施設及び小規模保育事業所（定員19人）等を検討

## 3 幼稚園での保育需要の受け入れの推進（約40人）

不足する保育所等に対し、市内の幼稚園では定員に空きがある幼稚園があることから、次について市内幼稚園と協議し、平成31年度までに幼稚園での保育需要の受け入れを推進します。

- (1) 幼稚園から認定こども園への移行
- (2) 幼稚園での預かり保育の充実

# 白井市の待機児童対策について／白井市ホームページ

## 保育士不足への対応について

保育の受け皿を拡大するためには、保育士を更に確保する必要がありますが、保育士不足により、保育所等によっては受入枠を現在より縮小せざるを得ない保育所も出てきています。

白井市では、これまででも保育士確保に向けた対策を講じてきましたが、今後も引き続き公立保育所・私立保育所等が連携・協力し、市内保育所での保育士の確保に努めます。

### 平成27年度

- ・保育士就労支援セミナーの開催（公立）

### 平成28年度

- ・一般任期付職員の雇用（公立）
- ・保育士就労支援セミナーの開催（公立・私立合同）

### 平成29年度

- ・保育士宿舎借上げに対する補助（私立）（再掲）
- ・駐車場借上げに対する補助（私立）（再掲）
- ・保育士就労支援セミナーの開催（公立・私立合同）

## 関連資料

[表1 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策 \(PDF: 129.8KB\)](#)

[表2 保育所等の種別 \(PDF: 84.2KB\)](#)

[表3 年度当初の申込者数と保育所に入所できなかった児童の推移 \(PDF: 54.9KB\)](#)

表1 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策 単位：人

子ども・子育て支援事業計画		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	■量の見込み ※1					
	0～2歳	495	537	539	535	541
	3～5歳	588	556	553	565	594
	合計	1,083	1,093	1,092	1,100	1,135
	■確保方策 ※2					
	0～2歳	368	437	464	491	549
	3～5歳	593	593	614	647	647
	合計(受入枠)	961	1,030 +69	1,078 +48	1,138 +60	1,196 +58
	(定員)	(842)	(868)	(904)	(964)	(1,196)
確保方策の内容 (前年度比増減の内訳)	1 既存保育所等の定員・受入枠の増	43 公立保育所での増	36 私立保育所での増			定員と受入枠の調整
	2 民間保育施設等の誘致	26 事業所内保育事業所の開設	18 小規模保育事業所の開設 (△6(家庭的保育の廃止))	60 認可保育所の開設		19(小規模保育所等)※3
	3 幼稚園での保育需要の受け入れ					39 認定こども園への移行・もしくは預かり保育の充実

※1・・・量の見込みとは、将来必要となる保育の利用人数を見込むことです。

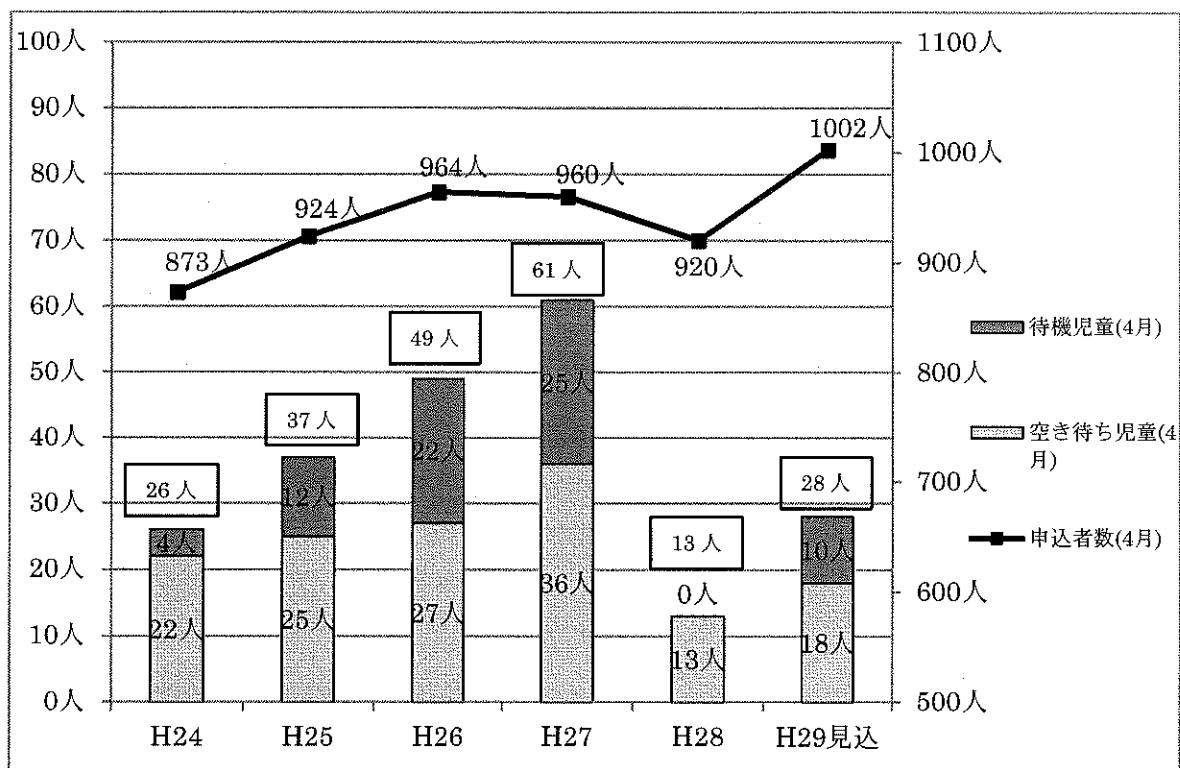
※2・・・確保方策とは、量の見込みに対する提供体制(保育所等での受け入れ体制)のことです。

※3・・・平成31年度に記載している小規模保育所等については、駅周辺での拠点となる子育て支援施設とともに整備を検討します。

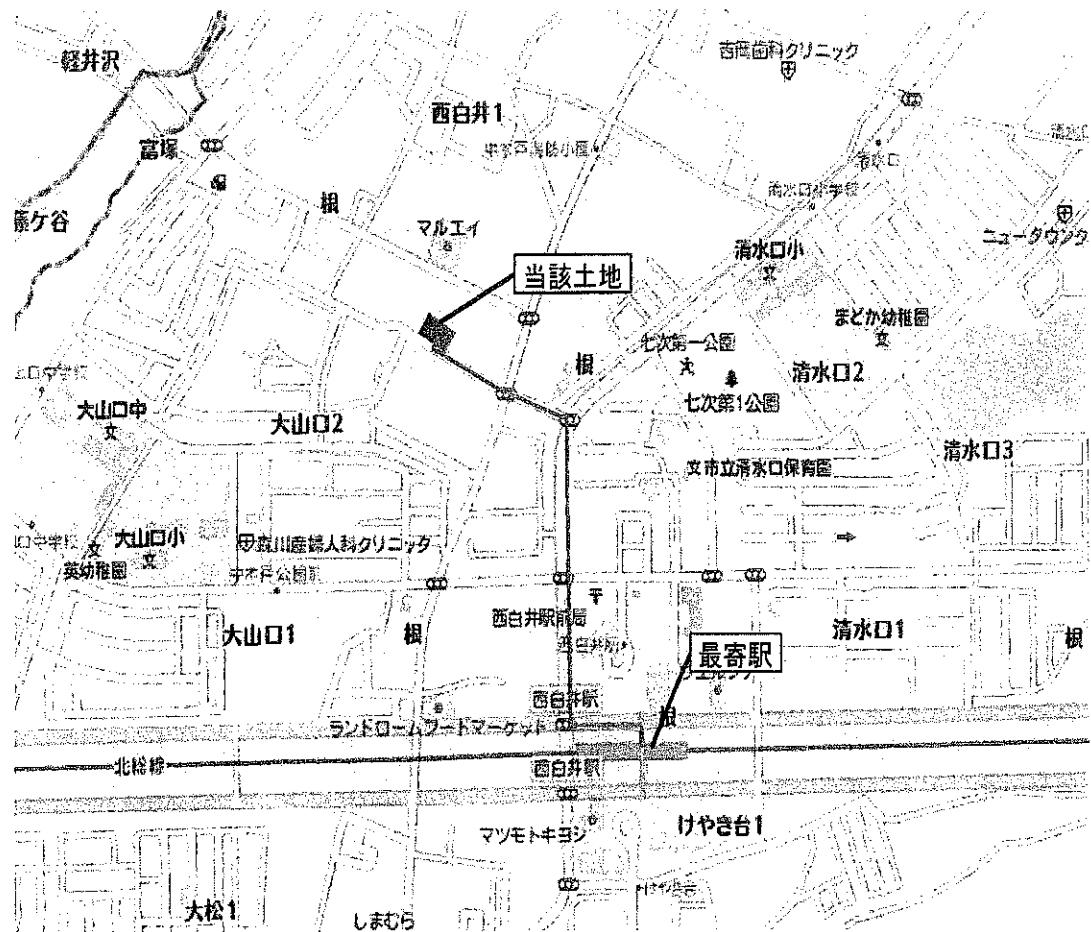
表2 保育所等の種別

	定員	対象年齢	市内設置個所数	認可権限等
【認可保育所】	20人以上	0歳～5歳	公立3園 私立4園 (H30年度1箇所開所予定)	市が計画上必要と認める場合、千葉県が審査・認可。
【認定こども園】 (幼保連携)	20人以上	0歳～5歳	私立1園	市が計画上必要と認める場合、千葉県が審査・認可。 幼稚園的機能と保育所的機能の両方を併せ持つ施設
【地域型保育】	事業所内保育事業所 (保育所型)	20人以上	0歳～2歳	私立1園 (H28.4開所)  市が審査・認可 企業などが、おもに従業員の子どもを対象とした従業員枠のほかに、地域の保育を必要とする地域枠の子どもを含めて保育を提供する事業所。 3歳児以降は連携施設もしくは他園への転園が必要。
	小規模保育事業所	6人以上 19人以下	0歳～2歳	私立1園(H29.4開所)  市が審査・認可 19人までの少人数に対して保育を提供する事業所。 3歳児以降は連携施設もしくは他園への転園が必要。

表3 年度当初の申込者数と保育所に入所できなかった児童の推移



## (仮称) あい・あい保育園 西白井園 案内図



### 【当該物件】

千葉県白井市根1922番14号

### 【最寄駅】

北総線 西白井駅 徒歩8分

# 保育所設置認可に係る施設概要

参考(県資料抜)

## 1 名称、種類、施設所在地等

フリガナ	アイ・アイホイクエン ニシシロイエン	施設所在地	千葉県白井市根1922-14	種類		
施設名	あい・あい保育園 西白井園			保育所	幼保	保型
フリガナ	カ・グローバルブリッヂ	経営主体所在地	東京都墨田区亀沢四丁目5番4号			経営主体
経営主体名	株式会社global bridge					新設
フリガナ	サタツリ・ジヨウ					既設
経営主体代表者名	代表取締役 貞松 成					

## 2 定員

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1号				—	—	—	0
2・3号	6	10	11	11	11	11	60
合計	6	10	11	11	11	11	60

## 3 建物、規模及び構造等

開所前の状況を記載									
整備方式	自主整備	<input checked="" type="radio"/>	交付金補助金	現況更地(烟)。地権者が建築後、賃貸。					
整備方法	新築	<input checked="" type="radio"/>	増築	<input type="radio"/>	増改築	<input type="radio"/>	改築	<input type="radio"/>	改修等(賃貸)
敷地	面積	999m <sup>2</sup>	うち自己所有	0m <sup>2</sup>	うち借用	999m <sup>2</sup>			
	借用期間	建物と同			建物と同		契約相手方		建物と同
建物	建築面積		364.57m <sup>2</sup>		延床面積	368.7m <sup>2</sup>	自己所有・借用		借用
	借用期間	H30.4.1	～	H30.3.31	20				
構造	木造	建物耐火性能	耐火構造	<input type="radio"/>	準耐火(イ)	<input type="radio"/>	その他	<input checked="" type="radio"/>	
階数	2階	建て	併設施設ある場合記入 (学童クラブ、老人福祉施設等)						
	（建ての階部分）※賃貸の場合			公園等の名称を記載		m <sup>2</sup>	徒歩(子ども)	分	
	屋外遊戯場	有	197 m <sup>2</sup>	無					

※屋上を屋外遊技場とする場合は、面積の欄に「屋上遊戯場」と面積と合わせて記載すること。

## 審議施設概要

参考（県資料抜粋）

市町村名	白井市	施設名	あい・あい保育園 西白井園
------	-----	-----	---------------

### (1)認可定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	施設計
6人	10人	11人	11人	11人	11人	60人

### (2)確認項目及び事務局所見

確認項目		確認内容	事務局所見	
設備	保育室等	乳児室又はほふく室 2室 保育室又は遊戲室 4室	各室とも基準面積等の要件を満たしている	
	屋外遊戯場	自園 有 代替地(公園等)	基準面積を満たしている	
法人	他施設の運営状況	認可保育所、認定こども園 26箇所	千葉県内の認可保育所をはじめ保育施設を多数運営しており、実績は十分である	
		幼稚園 0箇所		
職員		小規模保育事業 7箇所		
		認可外保育施設 0箇所		
		その他 1箇所		
施設長	保育業務の経験年数 8年	保育士、施設長として適切な経験がある		
	施設長の経験年数 2年			
保育士	必要数 7人			
	確保済み数 7人			
	確保見込数 11人			
調理員	必要数 2人			
	確保済み数 2人			
	確保見込数 3人			
周辺環境	送迎	最寄駅からの距離 0.6km	前面道路の道幅が広く、また交通量も少ないことから、送迎に支障はない。	
		主たる交通手段 自動車		
		送迎用駐車場 15台分		
	近隣住民への説明方法	説明会 未実施	2地区の代表者及び近接する住民への戸別訪問及びポスティングにより説明し、特に問題はない。	
		ポスティング 実施		

### (3)その他特記事項

--

## 保育施設の設置に係る確認について（平成30年4月1日開設予定）

施設区分	施設名	認可定員 (予定)	利用定員			
			計	認定の区分		
				1号	2号	3号
			3～6歳	3～5歳	0～2歳	
認可保育所	あい・あい保育園 西白井園	60	60	—	33	27
既存施設の定員の合計 (受入枠の合計)		880 (987)	880 (987)	—	540 (587)	340 (396)
定 員 合 計 (受入枠の合計)		940 (1,043)	940 (1,043)	—	573 (620)	367 (423)
計 画 量	平成30年度計画見込量	1,100	1,100	—	565	535
	平成30年度計画確保策 (受入枠)	964 (1,138)	964 (1,138)	—	585 (647)	379 (491)
平成30年度4月必要保育量(見込)		1,047	1,047	—	606	441